



親子でつくる木工教室（関連記事5ページ）

今月号の主な内容

- 日曜(窓口)開庁を試行実施、町政懇談会 2 ~ 3ページ
- まちの話題 4 ~ 5ページ
- 後期高齢者医療制度(給付) 6 ~ 7ページ
- 国民健康保険・国民年金、ほか 8 ~ 11ページ
- お知らせ(役場の臨時事務補助員登録の募集、ほか) 12 ~ 13ページ
- 紹介します、ほか 14ページ



3月2日から 日曜(窓口)開庁を試行実施

各種証明書の発行や申請書の受け付けなど115窓口事務

町では、3月2日(日)から「日曜(窓口)開庁」を試行実施します。日曜(窓口)開庁では、住民票や戸籍など各種証明書の発行や各種申請書の受付事務など、115の事務を行います。

平日に役場に来庁することができない皆さん、日曜(窓口)開庁で、住民票や諸証明の交付が受けられますので、ぜひご利用ください。

取り扱い事務は

事前にご確認ください

開庁日 原則として毎週

日曜日

年末年始、選挙投票日、そのほか町職員が多数動員される日などは開庁しません。各月の日曜(窓口)開庁実施日は、毎月の広報めいわなどでも、事前にお知らせします。

3月の開庁日 2日、9日、16日、23日、30日(各日曜日)

開庁時間 午前8時30分から午後5時15分まで

正午から午後1時までの間は、窓口を閉じさせていただきます。ご了承ください。

町長メッセージ

明和町長 中井 幸充

明和町再生プランの中でも、検討項目の一つとして挙げていました「日曜(窓口)開庁」を、この3月から開始します。

以前から「日曜日に役場が開いていると助かるんやけど・・・」といった声をいただいていた。そのような声におこたえし、親しまれ、利用しやすい役場を目指そうと取り組みます。

日曜開庁は「窓口事務」を中心に、1年間試行実施します。

この試行期間中、町職員は、交代制で限られた人員で対応します。ご用件の内容によっては、多少お待ちいただく場合もあるかと思いますが、町民の皆さんのご理解とご支援を得て、よりよいものに作り上げていきたいと考えています。どうかよろしくお願い致します。

窓口を開く課 総務課 企画課、税務課、町民課 福祉課、人権課、環境課 上下水道課、斎宮跡課、出納室、学校教育課

取り扱い事務 前記各課の窓口事務が中心となります。取り扱い事務の詳細な内容は、別途、各世帯にお配りしました日曜(窓口)開庁チラシで、事前にご確認ください。

日曜日は、国や県の関係機関が開いていないため、連絡調整が必要な事務は、即日対応できないものもあります。問い合わせ先

日曜(窓口)開庁全般について 町行財政改革推進室 (☎52・7110)

窓口を開く各課の取り扱い事務の詳細については各担当課

ありがとうございました

町政全般に広くご意見

町内各所の町政懇談会で

昨年の10月下旬から、各地区コミュニティセンターなど、町内各所12会場で開催しました「町政懇談会」には、合計約400人の皆さんにご参加いただきました。ありがとうございました。

懇談会では「明和町再生プラン」の背景となる、町の財政事情などのほか、平成20年度に向けて検討中の事業などを紹介した後、参加者と町長・町職員の間で、広く町政全般にわたって意見が交わされました。主な質疑の内容をご紹介します。

質問 広域圏道路の自歩道の計画は？

答え 国の補助を受け、現在、国道23号から前野の間を工事中です。国の補助額にもよりますが、前野から坂本の間は、平成22年度から25年度で整備する考えです（町長）。

質問 明和中央線の改良計画は？

答え 国道23号の行部2交差点付近は、平成20年3月に工事が終了予定です。残りは、財政状況を勘案の上、改めて検討します（町長）。

質問 学校施設の統廃合は？

答え 現在、学校の統廃合は検討していません。ここ数年、出生から入学前までの子どもの人数は、増加傾向にあります。長期的にみて、統廃合は検討すべきです（教育長）。

質問 町の借金残高、預金残高は？

答え 平成18年度で、基金（預金）の総額は約23億円。

町債（借金）の総額（一般・特別・企業会計の合計）は約149億円です。借金の総額の限度は、法的には特に決まっています。が、一般的には、一般会計の決算額の倍までと受け止めています。町の一般会計は約65億円ですから、その倍額は130億円となり、やや借り過ぎているのではないかと考えます。ここ数年、公債費（借金返済）が、年約10億円あり、借金が増えるとその借金の返済に縛られて、後の運用がしくくなります（町長）。

質問 職員の定員削減ですが、サービスの切り捨てにまでは困りますか？

答え 国からの申し入れもあり、平成17年4月から現在までに、行政部門などで、約5%を減らしてきました。しかし、保育所や幼稚園は、子どもの数に応じて配置職員数が決まっていることから、需要におこたえるためにその定数は維持し、臨時保育士・教諭でカバーしています。正職員でやるべき仕事の見極めや、業務委託など幅広い検討が

必要です。

質問 企業誘致の見込みは？

答え 明和消防署南側の遊休地は、所有者に活用を要請し、また、大仏山工業団地地域への誘致も知事に折衝していますが、大変難しい状況です。企業進出の引き合いは、東北勢地域に集中しています。条件整備面では、道路整備や大きな優遇措置がないと誘致できないという指摘も受けており、引き続き努力をしていきます（町長）。

質問 下水道の進み具合は？

答え 下御系地区は農業集落排水事業で整備、馬之上から北側の上御系・下御系地区も、同事業で整備する予定です。公共下水道の宮川流域下水道で、大淀・斎宮・明星地区を計画していますが、全体的には、伊勢地域から進めており、明和町への到達は、まだまだ先です。そこで、役場周辺はフレックスプランで整備しています（町長）。

質問 今後、町は合併はしないのですか？

答え 平成の大合併で全国で約3300あった市町村が、約1800になりました。国では、道州制も検討中で、基礎的な自治体の規模が30万人程度とされているようです。現時点では、松阪市や伊勢市は合併したばかりで、新たな合併の受け入れは難しい状況です。したがって、明和町は単独にならざるを得ません（町長）。

質問 今後の農政、特に米づくりはどうあるべきですか？

答え 担い手も相当な耕作面積があり、経営規模拡大によるスケールメリットを発揮しつつありますが、農地が分散しており作業効率が高いのが悩みです。稲作は、水管理や用排水路管理、草の管理などもあり、土地利用を取りまとめやすい集落単位で営農組織を組んでいく「集落営農」も検討すべきです（町長）。

町の行政改革について、詳しくは行財政改革推進室（☎52・7110）へお問い合わせください。



自歩道整備の工事が進む広域圏道路（町道前野・川尻線）

まちの話題

農作物をつくって食べよう！

種まきから収穫まで

親子で農作物の栽培を体験

町中央公民館北側の畑で、3歳児から小学校6年生までの幼児・児童とその保護者の皆さんを対象にした、農作物の栽培教室「農作物をつくって食べよう！」が行われ、17組の親子が参加しました。

この教室は、町青少年育成町民の会と町教育委員会が共催したもので、昨年の6月から計5回の教室を開催。サツマイモの苗植えやニンジンの種まきに始まり、夏にはキャベツやブロッコリーの種まきを行いました。

2月16日の教室最終日、この日はダイコンやキャベツなどの収穫の後「食育げんきッズ」の皆さんを講師に招き、中央公民館の調理室で、冬野菜の料理教室が行われまし



収穫した野菜を自分たちで料理

た。
参加された皆さんは、自分

たちで育て、収穫した野菜を親子で調理して、みんなで食事しました。
また、この事業は(財)地方自治センターの宝くじの普及広報を目的とした「青少年健全育成助成事業」の一環として行われたものです。町ではこの教室のほか、同事業を活用し、昨年の10月9・10日の2日間、町内の32人の小学生児童が参加した「曽爾高原自然体験チャレンジ2007」を開催しました。

春の和菓子を作ろう！いちご大福作り教室

町人権センターで



イチゴを白あんでくるみ、もちで包むと「いちご大福」の出来上がり

1月28日、町人権センターで「いちご大福」作り教室が行われました。

これは、人権センターの地域交流事業「楽しい手作り教室」の一つ。町内の皆さん20人が参加しました。

同センターでは、人権意識の高揚と、参加者相互の交流を深めてもらうと、陶芸や料理教室など、毎月多彩な各種催しを企画・開催していま

す。

この日の講師は、町内の和菓子店主の西山 肇さんと松田俊男さん。へたを取ったイチゴを白あんでくるみ、最後に白やピンク色のもちであんを包んで、春を感じさせる和菓子「いちご大福」が出来上がりました。

町人権センターの各種催しについては、本紙10ページをご覧ください。

「裁判員に選ばれたら？」制度を学ぶ 明和町人権を守る会の懇談会



裁判員制度について懇談

2月1日の夜、明和町人権を守る会の懇談会が、町中央公民館で行われました。懇談会には、同会の会員のほか、自治会の皆さんなど約30人が参加。津地方検察庁の職員を講師に招き、平成21年の春からスタートする「裁判員制度」を学習しました。最初に、法務省の広報ビデオ「裁判員制度について、もしもあなたが選ばれたら」を鑑賞。その後「裁判員の選定

対象事件」や「公判、評議・評決」など、講師が制度の詳細な内容や流れを説明しました。

続いて行われた懇談では、「トラブルに巻き込まれたり、判決後に報復を受けないか」「身分保障や拘束される日数は」「また「法律の知識がなくても大丈夫か」など、活発な質疑応答や意見交換が行われました。

親子でつくる木工教室で 「ごみ箱作り」に挑戦

町家庭教育推進協議会が主催
町教育委員会 会

2月10日、町中央公民館で「親子でつくる木工教室」が開催されました。この教室は、親子のふれあいを深め、家庭教育力を向上してもらおうと、町家庭教育推進協議会と町教育委員会が共催。小学生児童とその親の皆さん37人が参加しました。

教室では、三重県技能士会から会員6人を講師に迎え、ごみ箱作りに挑戦。杉板や桧(さん)など準備された材料を、差し金で寸法を測りながら、親子で力を合わせてごみ箱を組み立てました。くぎを打つ子どもの手元を心配しながら「金づちは、上

から真つすぐ打つんだよ」とお父さん。「板が曲がついてるよ。しっかり押さえてよ」と子どもたち。和やかな会話が弾む中、「トントントン」とくぎを打つ音が、心地よく会場に響いていました。



出来上がったごみ箱。傘立てなどにも使えますね



親子で力を合わせてごみ箱作りに挑戦

スポーツ結果

第15回明和町新春ソフトバレーボール大会(1月20日、町総合体育館、参加30チーム、町関係分)
ブロンズの部Aブロック" レジエント1 West Tree
同Bブロック" スマイリーズ1
同Cブロック" ONE PIECE
1 ONE PIECE2 スマイリーズ2
シルバーの部" レジエント2 ナイスデー
レディースの部Aブロック" スマイリーズA スマイリーズB
同Bブロック" 土曜会 スマイリーズC

平成20年4月から高齢者医療制度が変わります

75歳以上の皆さんを対象とした

「後期高齢者医療制度」が始まります

国の医療制度改革によって、平成20年4月1日から「後期高齢者（75歳以上の高齢者。65歳以上で一定の障がいがあり、制度に加入する人を含みます）」の皆さんの医療については、財政基盤の安定化を主要な目的として、従来の老人保健制度から、独立した医療保険制度である「後期高齢者医療制度」で実施することとなりました。

後期高齢者医療制度の「資格」と「保険料」については、本紙2月号でお知らせしました。今月号では、引き続き「給付」について、その主な内容をお知らせします。

給付

後期高齢者医療制度では、現在の老人保健制度と同じように、保険医療機関にかかることができます。

保険医療機関では、被保険者証の提示によって、医療の給付の受給資格を確認しますので、忘れずに保険医療機関窓口へ被保険者証を提示してください。

なお、後期高齢者医療で受けられる主な給付は、次のとおりです。現在の老人保健制度と同様の給付が受けられます。

療養の給付
病気やけがで医療を受ける

ときの医療費の自己負担割合は、次のとおりです。

現役並み所得者 3割
その他（以外の人） 1割

入院時食事療養費

被保険者が入院したときの食費は、1食260円（1日3食まで）が自己負担分となります。

また、住民税非課税世帯の人は、入院の際に標準負担額が減額される制度があります。

なお、低所得者・の人は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を、保険医療機関の窓口にて提

示する必要があります。

同認定証は、事前に町窓口へ申請してください（以下、同じです）。

次ページの表1を参照ください。

入院時生活療養費

被保険者が療養病床に入院したときは、食費と居住費にかかる費用のうち、決められた負担額（標準負担額）が自己負担分となります。

なお、低所得者・の人は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を、保険医療機関の窓口にて提示する必要があります。次ページの表2を参照ください。

特別療養費

被保険者資格証明書の交付を受けている人が保険医療機関にかかり、医療費の全額を支払った場合、申請に基づき支払った額のうち自己負担額を除いた額が、特別療養費として支給されます。

被保険者資格証明書「災害などの特別な理由がなく、1年以上保険料の滞納が続いた場合には、被保険者証を返還してもらい「資格証明書」を交付します。資格証明書の交付を受けた場合、保険医療機関の窓口では、いったん医療費の全額を支払っていたいただき、その後、町窓口への申請に基づき、保険給付費相当額が支給されます。

療養費

次の場合で医療費の全額を支払ったとき、町窓口への申請に基づき、支払った費用の一部が、療養費として支給されます。

急病などで、被保険者証を持たずに診療を受けたとき
医師の指示に基づき、コルセットやギブスなどの補装具の費用がかかったとき
医師が必要と認めた、は

り・きゆう・マッサージなどの施術を受けたとき
骨折や捻挫などで、柔道整復師の施術を受けたとき
海外渡航中に治療を受けたとき
手術などで輸血に用いた生血代

高額療養費

1か月間の医療費が、一定の限度額を超えた場合は、町窓口への申請に基づき、超過額が、高額療養費として支給されます。

なお、後期高齢者医療制度は、老人保健法を改正した法に基づき実施されることから、すでに老人保健で申請のある口座情報については、後期高齢者医療制度に引き継ぎます。

また、低所得者・の人は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を、保険医療機関の窓口にて提示する必要があります（入院時の食事代や保険診療外の差額ベッド代などは支給の対象となりません）。

次ページの表3を参照ください。（次ページへ続きます）



表1 入院時食事療養費

| 所得区分 | | 食費 |
|--------------------|------------------|------|
| 現役並み所得者、一般（下記以外の人） | | 260円 |
| 低所得者 | 90日までの入院 | 210円 |
| | 過去12か月で90日を超える入院 | 160円 |
| 低所得者 | | 100円 |

低所得者 = 世帯全員が住民税非課税の人
低所得者 = 世帯全員が住民税非課税で、世帯の所得が一定基準以下の人

表2 入院時生活療養費

| 所得区分 | 食費 (1食当たり) | 居住費 (1日当たり) |
|--------------------|---------------|----------------|
| | | 320円 |
| 現役並み所得者、一般（下記以外の人） | 460円 注 | 320円 |
| 低所得者 | 210円 | |
| 低所得者 | 130円 | 0円 |
| | 高齢福祉年金受給者 | |

注 = 保険医療機関の施設基準などによって、420円の場合もあります。

表3 高額療養費

| 所得区分 | 外来の限度額 (個人単位) | 外来 + 入院の限度額 (世帯単位) |
|---------|------------------|---------------------------------|
| 現役並み所得者 | 44,400円 | 80,100円 + 1% 注1 (44,400円) 注2 |
| 一般 | 12,000円 | 44,400円 |
| 低所得者 | 8,000円 | 24,600円 |
| 低所得者 | 8,000円 | 15,000円 |

注1 = 「+ 1%」は、医療費が267,000円を超えた場合に、超過額の1%を追加負担
注2 = 「(44,400円)」は、過去12月以内に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目の支給に該当する場合の限度額

表4 高額介護合算療養費

合算する場合の自己負担限度額(年額)

| 所得区分 | 後期高齢者医療制度 + 介護保険 |
|---------|------------------|
| 現役並み所得者 | 670,000円 |
| 一般 | 560,000円 |
| 低所得者 | 310,000円 |
| 低所得者 | 190,000円 |

平成20年度は、経過措置があります。

保健事業
被保険者の健康の保持増進のために、健康診査を行います。
実施方法は、介護保険制度の生活機能評価との同時実施、県内いずれの健診機関でも受診可能なフリーアクセス制度の構築を行います。
なお、利用者負担額は一定額を徴収します。

葬祭費
被保険者が死亡したときに、葬祭を行った人の申請に基づき5万円を支給します。

制度の問い合わせ先
三重県後期高齢者医療広域連合(☎059・221・6883、同6884、<http://www.75iryu.biz-web.jp/>)
明和町役場 町民課 保険年金係(☎52・7114)

県政だより1月号(概要)・広報めいわ2月号(資格・保険料関係)にも関連記事を掲載しています。併せてご覧ください。

高額介護合算療養費
(平成20年4月新設)
1年間(毎年8月1日から翌年7月31日まで)の医療費の自己負担額と介護保険サービスの自己負担額を合算した額が、一定の限度額を超えた場合は、町窓口への申請に基づき、超過額が高額介護合算療養費として支給されます。
表4を参照ください。

保険外併用療養費
保険が適用されない療養を受ける、保険が適用される部分があっても、全額が自己負担となります。
ただし、厚生労働大臣の定める先進医療や、特定の保険外サービスについては、通常の治療と共通する部分(診察・検査・投薬・入院料)の費用については、保険が適用されます。
訪問看護療養費
自宅で療養している人が、主治医の指示に基づき、訪問看護師から療養上のお世話や必要な診療の補助を受けた場

合、かかった費用の1割(現役並み所得者の人は3割)が自己負担分となります。
移送費
病気やけがで移動が困難な人が、医師の指示に基づき、一時的・緊急的の必要があり、やむをえず病院などに転院などしたときに要した費用は、いったん全額を支払い、町窓口への申請に基づき、三重県後期高齢者医療広域連合が必要と認められたとき、移送費として支給されます。

ただし、通院にかかる費用は、その対象になりません。
第三者行為
交通事故など、第三者の行為によってけがをして治療を受ける場合、原則として加害者が医療費を負担すべきものですが、後期高齢者医療制度で治療を受けようとするときは、町窓口へ必ずその届け出をしてください。

被保険者証(保険証)の交付
被保険者証は、1人に1枚を交付します。
老人保健制度からの移行する人には、3月下旬に被保険者証を郵送します。
制度施行後に75歳になる人には、75歳到達日の前に被保険者証を郵送します。
障がい認定申請をした人には、認定後に被保険者証を交付します。
被保険者証の有効期限は、毎年7月末日となっており、7月中旬に、8月から翌年7月未まで有効の新たな被保険者証を郵送します。

国民健康保険

平成20年4月 制度一部見直しのお知らせ

保険税納付方法の変更など

国民健康保険は、皆さんが安心して保険医療を受けられるための、大切な医療保険制度です。

平成20年4月から、保険税納付方法の変更や退職者医療制度対象年齢の変更など、制度の一部が見直しされることになりました。その主な内容をお知らせします。

保険税
の年額の2分の1を超える場合

納付方法の変更

世帯主の年金から

天引き（特別徴収）

被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の場合、平成20年4月から、世帯主の年金からの国民健康保険税の天引き（特別徴収）が始まります。ただし、次の場合は、個別に保険税を納付していただきます（普通徴収）。

世帯主が、国民健康保険被保険者以外の場合
年金の年額が18万円未満の場合
保険税と介護保険料の年金天引き額の合計額が、年金

70歳～74歳の皆さん

医療費自己負担割合を

1割に据え置き

平成20年4月から平成21年3月までの1年間、70歳から74歳までの被保険者が、保険医療機関の窓口で負担いただく医療費の自己負担割合は、現行制度どおり「1割」に据え置かれます。

なお、既に3割負担の人、平成20年4月以降の「後期高齢者医療制度」の対象となる65歳以上で一定の障がいがある人を除きます。
後期高齢者制度について、

詳しくは本紙6～7ページをご覧ください。

義務教育就学前の

子どもまで

医療費の自己負担

2割枠を拡大

現行制度では、医療費の自己負担割合を2割とする対象年齢は「3歳未満」ですが、平成20年4月から、この対象枠が「義務教育就学（小学校入学）前」に拡大されます。義務教育就学（小学校入学）前6歳に達する日以降の最初の3月31日まで。

退職者医療制度の

対象年齢の変更

現行制度では、会社などを退職して国民健康保険に加入し、被用者年金（厚生年金など）を受けられる75歳未満の人とその被扶養者は「退職者

農地転用申請などの毎月の締め切り 毎月末日に変更

町農業委員会

農地の売買、貸借、転用などをするとき、農地法に基づき、事前に申請・許可が必要です。

これまで、農地法に基づく各種申請は、毎月20日締め切りで受け付けてきましたが、平成20年3月以降は、毎月末日締め切りに変更になります（ただし、11月・12月分は従来どおり各月20日締め切り）。

一部許可事務が県から 町農業委員会に権限委譲

県知事が行っていた農地転用許可事務の一部が権限委譲され、平成20年4月1日から明和町農業委員会に移ります。

権限委譲する事務 面積2ヘクタール以下の農地転用の許可およびこれに付随する事務

農地転用などについて、詳しくは町農業委員会事務局（☎52・7149）へお問い合わせください。

医療制度」で保険医療を受けますが、平成20年4月から、その対象年齢が「65歳未満」に変わります。

65歳になると、一般の国民健康保険の加入者となります。国民健康保険について、詳しくは町役場町民課保険年金係（☎52・7114）へお問い合わせください。



**ねんきん特別便を順次送付しています
年金記録を十分にご確認ください 社会保険庁**

社会保険庁では、年金記録の調査・確認、記録の統合を目的として「ねんきん特別便」を、順次送付しています。

現在「基礎年金番号の記録と、統合する可能性がある記録が出てきた皆さん」を対象に、ねんきん特別便を送付しています。

また、年金受給者の皆さんには、平成20年4月から5月までの間に、また、現役加入者の皆さんには、同年6月から10月までの間に、順次ねんきん特別便を送付します。

皆さんのお手元に、ねんきん特別便が届きました場合は、お勤め先や加入・脱退の期日などについて、記載漏れや誤りがないかを十分にご確認いただき、訂正の有無を「確認はがき」でご連絡ください。

皆さんには大変お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

なお、ねんきん特別便に関して、ATM（現金自動預け払い機）の操作をお願いすることはありませんので、ご注意ください。

詳しくは、ねんきん特別便専用ダイヤル（☎0570・058・555）、松阪社会保険事務所（☎0598・51・5117）、または社会保険庁ホームページ（☎http://www.sia.go.jp/）へお問い合わせ・ご確認ください。

一般の年金相談の場合は、松阪社会保険事務所、または、ねんきんダイヤル（☎0570・05・1165）へお問い合わせください。

国民年金

4月から

月額1万4410円に

平成20年4月以降の国民年金保険料は、現行の月額1万4100円から310円引き上げられ、月額1万4410円になります。

国民年金保険料は、平成29年度までの間、段階的に引き上げられる予定になっていきます。

なお、年々の引き上げ額は、今後の賃金上昇率によって変化します。

ご利用ください

国民年金保険料の

口座振替

国民年金保険料の納付は、口座振替が便利です。

口座振替をご利用いただき、まずと、金融機関などに行く手間と時間が省け、自動引き落としによって、納め忘れの心配がありません。ぜひ、保険料納付の口座振

替をご利用ください。

早割（はやわり）は

月額50円割引

通常の口座振替の場合（当月保険料を翌月末に引き落とし）は、定額の保険料を納めていただきますが、口座振替を「早割（はやわり）」にした場合（当月保険料を当月末

に引き落とし）は、月額50円、年間で600円が割引になります。また、平成20年2月から、クレジットカードによる保険料納付ができるようになりました（早割は適用できません）。

平成20年第1回町議会臨時会

町道の工事請負契約変更議案

2案件を審議・可決

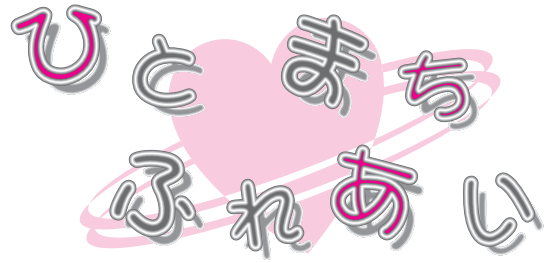
2月13日、平成20年第1回明和町議会臨時会が開かれま

した。臨時会では、町道の工事請

負契約変更議案2案件を審議し、それぞれを原案どおり可決しました。

可決された議案は、次のとおりです。

- 平成19年度地特 1 地方特定道路整備事業 明和中央線交差点改良工事請負契約の変更
- 平成19年度交付 1 地方道路交付金事業 前野・川尻線自歩道整備工事請負契約の変更



人権課 ☎52-7116、☎52-7133 学校教育課 ☎52-7123、☎52-7133
町人権センター ☎55-3052 生涯学習課 ☎52-7124、☎52-7133

今月のひとまちふれあい企画

【楽しい手作り教室】



春色ケーキを作ろう!
春を感じさせる「いちごタルト」などを作ります。
とき 4月10日(木) 午前の部 午前9時30分～正午、午後の部 午後1時30分～3時
ところ 町人権センター
定員 各10名(先着順)

講師 瀧川陽子さん
参加費 650円(保険料を含む)
持ち物 エプロン・三角巾・ふきん・持ち帰り用の箱
申し込み 3月24日(月)～28日(金) 午前9時～午後5時

人権が尊重され
「明るく住みよいめいわ」を
実現するために

明和町では、1992年(平成4年)3月に「人権尊重の町」を宣言して、すべての町民の人権が尊重され「明るく住みよいめいわ」を実現するために取り組んできました。

しかし、残念ながら1月4日に差別落書きが発見されました。
明和町では再発防止のために関係機関と連携を図り、パトロールなどを実施しております。

21世紀は、「人権の世紀」と言われています。
私たち一人ひとりが差別を見抜き、許さない人権感覚と行動力を養っていくことが大切です。
明和町として、いっそうの取り組みを進めてまいりますので、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

伊勢型紙

伊勢型紙で、こいのぼりなどを作ります。いくつかの型紙から、好きな一枚をお選びください。

とき 4月14日(月) 午後1時30分～4時
ところ 町人権センター
定員 18人(先着順)
講師 山中師之さん
参加費 350円(保険料を含む)
持ち物 新聞紙
申し込み 3月31日(月)～4月4日(金) 午前9時～午後5時
各教室とも、受講資格は町内在住の20歳以上の人とします。申し込み・詳しくは、町人権センター(☎55・3052)へ。

人権センターの各種サークル会員を募集

町人権センターでは、会員の皆さんが自主運営する各種サークルの参加者を次のとおり募集します。

お菓子作りサークル(新設)

開催回数 年6回
定員 10名(先着順)
参加費 年間3,000円(保険料含む)。別途、材料代として1,000円程度

太極拳サークル

開催日・時間 月2回 第2・第4水曜日の午後1時30分～2時30分
参加費 年間3,000円(スポーツ保険料含む)

着付けサークル

開催日・時間 年9回 開催月の第2土曜の午前10時～11時30分
参加費 年間3,000円(保険料含む)

いずれのサークルも参加資格は、町内在住の20歳以上の人とします。参加を希望される人は、3月28日(金)(土曜・日曜日、祝日を除く)までの午前9時～午後5時の間に、町人権センターまで申し込みください。詳しくは、町人権センター(☎55・3052)へ。

ひと・まち・ふれあい企画

スタンプラリーの賞品交換

ひと・まち・ふれあい企画
スタンプラリーのポイントが7個または15個集まった人で、まだ賞品交換をされていない場合は、次のとおり交換してください。
平日の午前9時から午後5時まで
そのほか 平日の受け取りが困難な場合は、事前に町人権センターまで連絡してください
詳しくは、町人権センター(☎55・3052)へ。

3月1日(土)～7日(金)

春の全国火災予防運動

春の全国火災予防運動が、3月1日(土)から7日(金)までの1週間にかけて実施されます。

この運動は、空気が乾燥し火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防の一層の普及を図り、火災の発生を予防し、火災による死傷者や損失を防ぐことを目的に、毎年実施されています。

【運動の重点目標】

- 住宅防火対策の推進
- 放火火災、連続放火火災防止対策の推進
- 特定防火対象物などにおける防火安全対策の徹底
- 林野火災予防対策の推進
- 乾燥時および強風時の火災発生防止対策の推進

あなたの大切なものを奪っていく火災、ちょっとした注意、心がけて防ぐことができます。

詳しくは、松阪地区広域消防組合明和消防署(☎52・5600)へ。

町内の交通事故発生状況(平成20年2月15日現在)

| | 1月16日 ～2月15日 | 本年1月 からの累計 | 前年同時期 との比較 |
|---------|-----------------|---------------|---------------|
| 交通事故総件数 | 71件 | 105件 | +22件 |
| 人身事故件数 | 11件 | 16件 | -5件 |
| 軽症者数 | 10人 | 16人 | -9人 |
| 重傷者数 | 2人 | 2人 | +1人 |
| 死者数 | 0人 | 0人 | ±0人 |
| 物損事故件数 | 60件 | 89件 | +27件 |

～ 点めつだ 一度止まって 次の青 ～

無料交通事故巡回相談の日程

県の交通事故相談窓口では、平成20年度の交通事故巡回相談を、次の予定で実施します。

とき・ところ

松阪市役所(安全防災課)

● 偶数月の第1金曜日

(4月4日・6月6日・8月1日・10月3日・12月5日・平成21年2月6日) 午前10時～正午、午後1時～3時

伊勢市役所(広報広聴課)

● 奇数月の第3水曜日

(5月21日・7月16日・9月17日・11月19日・平成21年1月21日・3月18日) 午前10時～正午、午後1時～3時

伊勢市役所(広報広聴課)

● 偶数月の第1金曜日

(4月4日・6月6日・8月1日・10月3日・12月5日・平成21年2月6日) 午前10時～正午、午後1時～3時

伊勢市役所(広報広聴課)

● 奇数月の第3水曜日

(5月21日・7月16日・9月17日・11月19日・平成21年1月21日・3月18日) 午前10時～正午、午後1時～3時

後1時～3時

料金 無料

そのほか、予約不要。相談される人は、交通事故の状況を詳しく説明できるように、事故証明、説明書などの書類を事前に準備の上、お越しください。

詳しくは、県生活部交通安全室(☎059・224・2410、FAX059・228・4907)へ。

住宅用火災警報器を設置しましょう

～ 既存の住宅の設置期限は5月31日まで ～

住宅火災による死者の約6割は、逃げ遅れによるもので、火災の発生にいち早く気付くことが重要です。この逃げ遅れを防止するために、消防法および松阪地区広域消防組合の火災予防条例により、すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています。

新築の住宅は、平成18年6月1日から設置が義務付けられています。既存の住宅には、平成20年5月31日までに設置されていなければなりません。

詳しくは、松阪地区広域消防組合明和消防署(☎52・5600)へ。

シリーズ『自分の身は自分で守ろう!』

交通安全指導員を募集

あなたも「とまどーず」で

活躍してみませんか

松阪多気地区交通安全対策会議では、子どもたちやお年寄りを交通事故から守るため、交通安全教育の指導や交通安全広報を担っていただく、交通安全指導員「とまどーず」を次のとおり募集します。

募集期間 3月3日(月)～31日(月)(土曜日、祝日を除く)

募集人数 若干名(面接のうえ選考)

応募資格 18歳以上(高校生は不可)で、普通運転免許を有する人

応募方法 市販の履歴書に必要事項を記入し、運転免許証のコピーを添えて、午前8時30分から午後5時15分の間に、事務局(松阪市役所安全防災課内)まで持参

皆さんに愛される「交通安全のとまどーず」でありたいと願っています。ぜひ、ご応募ください。

詳しくは、松阪多気地区交通安全対策会議事務局(松阪市役所安全防災課安全対策室内☎0598・53・4061)へ。

お知らせコーナー

保健福祉センターからのお知らせ

乳幼児の健康診査など

【MCKくらぶ】

とき・対象児 3月13日
 (木) 平成17年8月生まれ、
 4月17日(木) 平成17年9月
 生まれ
 ところ 保健福祉センター
 受付時間 午前9時30分ま
 でに

持ち物 母子健康手帳、発
 達調査票

【1歳6カ月児の健康診査】

とき・対象児 3月7日
 (金) 平成18年8月生まれ、
 4月11日(金) 平成18年9月
 生まれ
 ところ 保健福祉センター
 受付時間 午後1時10分～
 1時30分

持ち物 母子健康手帳、健
 康診査票

【3歳児の健康診査】

とき・対象児 3月14日

持ち物 母子健康手帳、健
 康診査票

【育児相談】

とき・対象者 3月21日
 (金) 乳幼児で月齢は問いま
 せん
 ところ 保健福祉センター
 受付時間 午前9時30分～
 10時30分、午後1時30分～
 2時30分
 持ち物 母子健康手帳

申し込み 相談する方の名
 前(子どもの場合は生年月
 日)・電話番号を、前日ま
 でに保健福祉センターへ

(金) 平成16年8月生まれ、
 4月18日(金) 平成16年9月
 生まれ
 ところ 保健福祉センター
 受付時間 午後1時10分～
 1時30分

詳しくは、保健福祉センタ
 ー(☎52・7127)へ。

役場の臨時事務補助員

臨時職員登録の募集

町では、役場などで事務の
 補助をする臨時事務補助員の
 登録を募集します。希望する
 人は、臨時職員登録を行って
 ください。任用は、各職場で
 臨時職員が必要になったとき
 に、随時行います。任用条件
 は次のとおりです。

勤務先 役場及び隣接する
 公共施設

平成19年度

公民館講座・同好会

閉講式開催の

お知らせ

平成19年度公民館講座・同
 好会の閉講式を、次のとおり
 開催します。

発表会では、講座生や同好
 会生の芸能発表や作品展示を
 行います。

とき 3月15日(土) 式典
 午前9時30分～ 発表会
 午前10時～午後1時

ところ 町中央公民館大集
 会場

詳しくは、町中央公民館
 (☎52・7132)へ。

分(午後5時)

登録方法 総務課で任用・
 登録要領と登録申請書を受
 け取り、必要事項を記入の
 上、提出

その他 臨時職員任用の
 必要が生じた場合に連絡し
 ます。途中で登録の取り
 消し(他への就職など)を
 する場合には、連絡をお願
 いします

詳細は登録時に説明しま
 す。詳しくは、総務課(☎
 52・7111)へ。

人のうごき

2月の人口

総人口 23,308人
 男 11,275人
 女 12,033人
 総世帯 7,683世帯

1月中の増減

出生 22人
 死亡 29人
 転入 24人
 転出 32人

■町内の刑法犯認知件数(平成20年1月1日～31日)

| 手 | □ | 件数(先月比) | 手 | □ | 件数(先月比) |
|-------|---|---------|--------|---|---------|
| 空き巣狙い | | 5(+4) | 強制わいせつ | | 0(±0) |
| 忍び込み | | 1(+1) | 路上強盗 | | 0(±0) |
| ひったくり | | 0(-1) | その他 | | 20(+4) |
| 車上狙い | | 0(-1) | 合計 | | 26(+7) |

※「自販機荒らし」に要注意!



税金の納め忘れはありませんか？

平成19年度の年度末となりました。税金の納め忘れがありましたら、早急に納付してください。納付書を紛失して手元がない場合は、再発行しますので、税務課まで申し出てください。

皆さんが納めた税金は、福祉、医療、介護、教育、道路や公共施設などの建設・維持管理をはじめ、さまざまな行政サービスの財源になります。必ず納期限内に納付をしてください。

町税などを滞納すると、延滞金の徴収や財産（給与・不動産など）差押えなどの滞納処分を受けることがあります。督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに納付されないと、法律に基づいた滞納処分を受けることになりますので、ご了承ください。

納付が遅れば遅れるほど、延滞金が増え、滞納した人の負担は大きくなります。納付書が届いたら納期限内に、督促状などが届いたらすぐに、納付して下さい。

なお、生活困窮などの理由により、税金の納付が困難な場合は、必ず役場税務課までその旨を申し出てください。

町税などの納付は

口座振替をご利用ください

町税などの口座振替は、次の金融機関で取り扱っています。

多気郡農業協同組合・百五銀行・三重県信用漁業協同組合連合会・三重信用金庫・第三銀行・中京銀行・三重銀行・ゆうちょ銀行

口座振替の手続きは、通帳及び通帳の届出印を持参の上、税務課または右記の金融機関で行ってください。

町税などの支払いに関する問い合わせは、税務課庶務管

納税は忘れず！

今月は下記のとおりです

- 町民税・×
- 固定資産税・×
- 軽自動車税・×
- 国民健康保険税・12期
- 介護保険料・12期

クレジット・サラ金など

無料相談会を開催

三重県司法書士会松阪支部では、クレジット、サラ金などの多重債務に悩んでいる人を対象に、次のとおり、司法書士による無料相談会を開催します。お気軽にご相談ください。

とき 3月24日(月) 午後5時30分～8時30分(受け付けは、午後8時まで)

ところ 松阪市産業振興センター(松阪市本町2-1-7 6番地) 人材育成講座室
詳しくは、事務局の鈴木久志さん(☎0598・23・4638)または安川浩二さん(☎0598・21・3755)へ。

明和FC(フットボールクラブ) 部員を募集中

町スポーツ少年団の明和FC(フットボールクラブ)では、次のとおり部員を募集しています。

入部は、随時受け付けています。また、体験入部も大歓迎です。

サッカー好きの子どもたち、ぜひ明和FCの活動に参加してみてください。

対象 原則として、町内の男子小学生(1～6年生) 練習日・時間 毎週土曜



日、午前9時～正午
練習場所 明和中学校第2グラウンド
会費 半期で5000円

(小学校3年生以下は3000円)、傷害保険費500円(1年分)

代表 市野博史さん
申し込み・問い合わせ先 町総合体育館内 町スポーツ少年団(☎52・7130)、または松井孝治さん(☎52・1743)

6月から自動販売機でのたばこ購入に専用ICカードが必要になります

(社)日本たばこ協会

未成年者の喫煙防止の取り組みの一環として、三重県のたばこ自動販売機は、平成20年6月までに「成人識別自動販売機」に変わります。

この自動販売機でたばこを購入する際は、成人のみに発行する専用のICカード「taspo(タスポ)」が必要となります。

(社)日本たばこ協会では、このICカードの発行申し込みを受け付けています。申込書は、たばこ販売店の店頭などに備えてあります。

詳しくは、taspo(タスポ)ダイヤル(☎0120・222・180、通話料無料)またはtaspo(タスポ)ホームページ(☎http://www.taspo.jp)へお問い合わせ・ご確認ください。



No.484
3-2008

発行日/平成20年3月1日
発行/明和町

F515-0332 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地
TEL 0596-52-7114 FAX 0596-52-7133



紹介します

「美し国三重市町対抗駅伝」大会 明和町チーム

町代表の小学生の皆さん



3月16(日)に、県内29市町対抗の駅伝大会が開催されます。午前9時に県庁前をスタートし、伊勢市の県営総合陸上競技

場までの42.195*₀を10区間で競われます。

小学校5・6年生の男女、中学生の男女、16歳以上ジュニアの男女、20歳以上の男女、40歳以上の男子と13歳以上の一般女子の10人の走者がタスキをつなぎます。

明和町内では、県道鳥羽松阪線がコースで、金剛坂の交差点の近くに第8中継所が設置され、一般女子から中学生女子にタスキが渡されます。

明和町では、12月に開催された町駅伝大会の出場選手から、この駅伝に出場する選手の皆さんを選考させていただきました。明和町を代表して走ります。町内を通過の際は、沿道でのご声援をお願いします。

最大震度別地震回数(平成20年1月11日~2月10日)

| 震度 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5弱 | 5強 | 6弱 | 6強 | 7 | 合計 |
|-----|----|----|---|---|----|----|----|----|---|-----|
| 全国 | 62 | 32 | 9 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 105 |
| 明和町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

役場に設置の計測震度計による。

採水日(1月9日)

| 河川名 | 項目 | | | |
|--------------------|----------------|-------|--------|-------|
| | PH | BOD | SS | DO |
| 祓川(下御糸橋) | 7.0 | 0.7 | 2.0 | 9.1 |
| 笹笛川(八木戸橋) | 8.0 | 1.4 | 13.0 | 10.0 |
| 大堀川(大堀川橋) | 6.2 | 1.3 | 3.0 | 7.5 |
| 参考: B類型(笹笛川)の環境基準値 | 6.5以上 8.5以下 | 3.0以下 | 25.0以下 | 5.0以上 |

※PH(水素イオン濃度=水の酸性、アルカリ性の程度を示し、7前後が標準河川水)、BOD(生物学的酸素要求量=水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量で、河川の汚濁を測る代表的な指標)、SS(浮遊物質量=水中に浮遊している微細な固型物の量)、DO(溶存酸素=水中に溶解している酸素量で、汚濁が著しい河川では通常低い値を示し、魚類が生存できなくなる)

三河川の水質

【明和町ホームページ】

<http://www.town.meiwa.mie.jp>

今月のお話会・ふるさと会館

ふるさと会館では、子どもを対象とした読み聞かせを、おはなし小槌の皆さんが次のとおり行います。

とき・内容 3月23日(日) 午後2時~ 絵本「みんなびっくり」「わたしのワンピース」、紙芝居「だんごひょいひょい」

ところ ふるさと会館2階ロビー

【3月の休館日】

3日(月)・10日(月)・17日(月)・20日(木)・24日(月)・28日(金)・31日(月)

図書館員によるお話し会

3月27日(木) 午前11時~11時30分 乳幼児と保護者向けのお話し会。0歳児からでも大丈夫です。

詳しくは、ふるさと会館(☎52・7131)へ。

善意をありがとう

図書カードの寄付

匿名の人から、ふるさと会館に図書カード10万円分をご寄付いただきました。ありがとうございました。

今月の心配ごと相談・保健福祉センター

3日(月) 行政・心配ごと相談(午前9時30分~正午)

17日(月) 心配ごと相談(午後1時30分~4時)

いつきのみや歴史体験館からのお知らせ

古代の香り体験 お香の話と練香づくり

京都の香老舗から講師を招き、お香の歴史を学んで、練香(ねりこう)づくりを体験します。香木などの天然香料を使ったお香です。

とき 3月9日(日) 午後1時~3時

参加費 2,800円

定員 40名

草もちづくり

平安時代の人々が食べた草もちは蓬(よもぎ)ではなく、母子草(ははこぐさ)を使用しました。母子草を摘んで草もちづくりを体験します。

とき 3月20日(木) 午後1時~3時

参加費 500円

定員 20名

ただいま、予約受け付け中です。申し込み・お問い合わせは、いつきのみや歴史体験館(☎52・3890)へ。